

税務課からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告について

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告は、次のとおりとなっています。

1. 所得税及び復興特別所得税の還付申告の受付

- ▼受付の開始 平成26年 1月20日(月) から(予定)
- ▼受付の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域住民課
- ▼還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除（住宅取得控除）、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者などで源泉徴収税額の還付を受ける方

2. 所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告相談の日程

申告期間（平成26年 2月17日から 3月17日まで）

◎ 申告相談日程・会場（予定）◎

	場 所	期 間	時 間
①	富川公会堂 (富川地区)	2月17日(月)から2月28日(金)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
②	役場 厚賀出張所 (厚賀地区)	3月3日(月)から3月5日(水)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月17日(月)から3月17日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
④	日高総合支所 相談室 (日高地区)	2月17日(月)から3月17日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで

① 町・道民税について

年金所得者などで所得税及び復興特別所得税については納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除などの適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

② 扶養控除について

扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしていることが要件となります。同一世帯でない場合は、世帯の状況や仕送り状況を確認する場合があります。

③ 国民年金、国民年金基金、社会保険料の控除を受ける場合

日本年金機構発行の証明書、国保税等の領収額のわかるものが必要です。

④ 事業所得のある場合

事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、日程を調整し別途案内をしますので、備付帳簿等を持参のうえ申告をお願いします。

⑤ 所得証明書等について

公営住宅や金融公庫の申し込み、保育料の算定などに所得証明書等が必要となったりする場合がありますが、申告をしなければ発行できません。

⑥ 軽減措置について

国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減は、申告のない場合には受けられません。また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や、国民年金の免除申請ができない等の不利益があります。

○ 公的年金等を受給されているみなさまへ

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

(注1) この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますので、役場税務課におたずねください。

○ 復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

また、町・道民税の均等割税率の町民税分が3,000円→3,500円、道民税分が1,000円→1,500円となります。

○ 給与支払報告書の提出について

平成26年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに、総括表を添えて提出してください。

提出期限は、平成26年1月31日となっておりますが、お早めの提出をお願い致します。

なお、給与支払報告書にかかる提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

◎ 固定資産税（償却資産）の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただくことになります。

なお、償却資産にかかる申告及び申請・届け出の手続きは、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

◆ 申告期間

1月6日（月）～1月31日（金）

◆ 提出書類

1. 償却資産申告書
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）
3. 種類別明細書（減少資産用）

※平成25年中に設立された企業等は1と2を提出してください。

< 提出・問い合わせ先 >

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 税務・住民グループ

電話 01457-6-2001